

(様式2)

教育委員会 (議案・報告) 第9号

(所 管) 学校管理部 施設課

件 名	堺市立大泉小学校の敷地の一部変更について
提 案 理 由	教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第3項の規定に基づき、堺市立大泉小学校の敷地のうち、余剰地である北部分の一部9,167㎡の土地を市が売却するにあたり、用途廃止を行い、行政財産から普通財産へ変更するため、本件を上程するものである。
議案(報告)の概要又は要旨	大泉小学校の敷地のうち、余剰地である北部分の一部9,167㎡を市が売却するにあたり、用途廃止を行い、行政財産から普通財産へ変更するもの。
備 考	令和3年 4月 一部学校用地の用途廃止(4月1日) 12月 売却予定
議決後必要となる取組	この案件の教育委員会議決後は、 <input type="checkbox"/> 上記案により、公布する。 <input type="checkbox"/> 令和 年 第 回市議会(定例会・臨時会)に提出する議案については、異議がないものとして回答する。 <input checked="" type="checkbox"/> その他(堺市立大泉小学校の敷地の一部変更を行う。)

議案第9号

堺市立大泉小学校の敷地の一部変更について

次のとおり、堺市立大泉小学校の敷地の一部変更を行う。

令和3年3月16日
堺市教育委員会
教育長 中谷 省三

